

みなと保育サポート白金運営業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

みなと保育サポート白金運営業務委託事業候補者は、みなと保育サポート事業、認可保育園、港区保育室等、乳幼児を対象とした保育に関する業務の豊富な実績とノウハウがあるとともに、仕様書の業務を履行できる適切な推進体制を確保し、意欲的に取り組む姿勢を有する事業者であることとします。

2 募集方法

公募型プロポーザル方式とし、募集要項に定める提出期限までに参加表明事業者から提出された運営提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。

3 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、みなと保育サポート白金運営業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。また、審査の結果、ふさわしい事業者がいらない場合、事業候補者を選定せず再公募する場合があります。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、提出された運営提案書等に基づき、次項4（1）に記載の評価項目等について評価します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者の決定に当たり、応募者多数のときは、第一次審査で合計点数の高い2者程度に決定します。

第一次審査結果は、令和8年11月11日（水）までに、提案書を提出した全ての事業者に文書で発送します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、運営提案書に基づき、プレゼンテーション（提案の詳細についての説明）及びヒアリングを行い、次項4（2）に記載の評価項目等について評価します。所要時間は、30分程度です（プレゼンテーション10分、質疑25分程度）。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。

出席者は、参加表明書兼参加資格審査申請書に記載された担当者のほか、仕様書にある業務責任者（施設長候補者）が必ず出席してください。プレゼンテーションは、施設長候補者が行ってください。その他、第二次審査に係る詳細な事項は、第一次審査通過事業者に別途通知します。

(3) 事業候補者の決定

第二次審査の評価終了後、第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を運営事業候補者として決定します。選考結果は、令和8年12月15日（火）までに、第二次審査参加者全員に文書で発送します。

(4) 審査結果の公表

ア 選考終了まで、選考委員名は公表しません。

イ 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

4 評価項目及び評価視点

(1) 第一次審査

主な評価項目	主な評価視点
同種・類似施設又は事業の運営実績	・同種・類似業務の実績が豊富か。
基本理念	・みなと保育サポートを運営するにあたっての考え方・基本方針が明確かつ適切か ・各方針に基づく取組提案は的確かつ実現可能なものか。 ・乳幼児の育成の考え方・取組が明確かつ適切か。 ・幼児の自律性・社会性・創造性を育むものであるか。
管理運営	・責任者（施設長候補者）の同種・類似事業における勤務実績が豊富か。 ・資格・経験を有する職員配置となっているか。 ・乳幼児数を考慮した、適切な職員配置がされているか。 ・緊急時の対応が取れる体制になっているか。 ・適正な職員体制になっているか。 ・ローテーションで無理なく職員配置しているか。 ・受託した場合の採用計画または人事異動による配置をどのように考えているか。 ・雇用形態・賃金形態は適正か。 ・資格や経験を重視した職員の採用、確保をしているか。 ・健康状態や労働環境の安全配慮を行っているか。 ・人材育成方針が明確か。 ・人材育成において具体的な専門研修、倫理教育等、職務に必要な提案があるか。 ・人材育成において基本的な接遇の研修があるか。 ・人材育成において職員間における連携・協力等の取組、その他独自の取組が示されているか。 ・具体的な職員定着のための考え方や取組があるか。 ・ハラスメントなどのない職員の働きやすい職場環境づくりの考え方や取組が示されているか。 ・急な欠勤・欠員対応への考え方や手順があるか。 ・急な欠勤・欠員対応の際の詳細なフロー図または時間の目安があるか。 ・業務担当者が事故や育児・介護休業、短時間勤務等に

	より不在となった場合に担当者と同等の人員を配置するなど、事業の継続性を担保する本社の支援体制が示されているか。
本部の支援体制について	・課題認識や施設との情報共有、職員相談等の支援体制、トラブル発生時の対応が示されているか。 ・施設の現状を踏まえ、施設と一体となって取り組む姿勢がみられるか。 ・管理運営全般（安全対策・危機管理等を含む）に必要な各種マニュアル等があるか。
事業内容	・業務内容の理解度は十分であり、基本方針の適格性を有しているか。 ・施設の設置目的に合致した保育計画となっているか。 ・乳幼児の状況や年齢に応じた保育内容となっているか。 ・乳幼児の発達段階や個性に応じた関わりや環境づくりなどの取組があるか。 ・異年齢交流の取組があるか。 ・保護者との信頼関係を築き、互いに子どもの成長を見守る取組、考え方が示されているか。 ・各家庭の状況を踏まえながら、保護者の相談に応じ、子育て支援をする体制があるか。 ・保護者からの意見等への対応が明確になっているか。 ・意見等をサービス向上の取組に活かしているか。 ・意見箱やアンケート調査、利用者懇談会等意見を聴く仕組み等があるか。 ・障害がある乳幼児の個々の特性に応じた受入れなどについての考え方が示されているか。 ・医療的な配慮が必要な乳幼児への対応などについての考え方が示されているか。 ・虐待が疑われる乳幼児への対応は適切か。 ・本社（本部）と連携し、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応することが可能か。 ・乳幼児の人権に対する考え方、法令遵守と具体的取組について示されているか。 ・子どもの権利擁護に関わる視点があるか。 ・すくわくプログラム推進事業について、適切なテーマが設定されているか。対象年齢に応じた活動内容となっているか。
安全対策・危機管理	・各種マニュアル等が整備され、的確な対応が考えられているか。 ・施設内・外での活動中の安全対策を具体的にどのように考えているか。 ・地域の実情に応じた登室時、退室時の安全確保策、日

	常的な乳幼児の安全確保の取組（出欠確認・活動中における取組）は十分か（地域の危険箇所等を把握しているか）。 ・外出中の事故予防などが明確になっているか。 ・事故・災害等発生時の対応方法が迅速かつ適切であるか。 ・再発防止へ向けての取組み姿勢があるか。 ・震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えているか。 ・災害発生時の職員体制や保護者の引取り等具体的な対応策は示されているか。 ・乳幼児の怪我等への対応策が示されているか。 ・施設の衛生管理、感染症対策の取組、安全点検等、事故予防等の取組は十分か。 ・保護者が持参した弁当の管理方法や食中毒予防の取組が適切か。 ・食物アレルギーのある子どもの情報共有、誤食防止の取組が適切か。 ・おやつの内容は発育に合わせ、栄養面について考慮されているか。 ・食中毒予防の取組が適切か。 ・港区個人情報保護制度を理解しているか。 ・個人情報漏えい防止の取組があるか。 ・事業者の取組みとしてプライバシーマーク取得などの実績があるか。
地域貢献活動項目の有無	・区内事業者か。 ・ワーク・ライフ・バランス推進企業か。 ・障害者雇用を行っているか。 ・環境に配慮した事業運営が可能か。 ・災害協定活動を行っているか。
受託経費	・見積額が適正か。

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
事業運営に対する姿勢・考え方	・区が本業務を実施する目的を理解できているか。 ・運営体制に対する事業者の姿勢・考え方は適切か。 ・本部の支援体制は適切か。
施設長候補者の考え方や能力等	・施設長候補者としての考え方や能力、経験は、利用者対応や管理運営等、施設を統括する者としてふさわしいか。
事業内容	・事業内容（職員配置含む）は具体的かつ実現性の高い提案となっているか。
安全対策・危機管理	・利用者の安全確保、危機管理の体制、個人情報の取り扱いの体制が適切か。 ・本社（本部）と連携し、状況に応じて迅速かつ柔軟に対応することが可能か。
総合評価	・本事業について高い倫理観をもち、安定的・継続的に施設を運営できる姿勢が見られるか。 ・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。 ・業務実施への積極的な意欲が見られ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※第一次審査と第二次審査の配点比率は、おおよそ2：1です。

5 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、第一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加対象となりません。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加算）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事

業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・ 登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・ 港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者
（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成 25 年 3 月 14 日港総契第 2801 号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

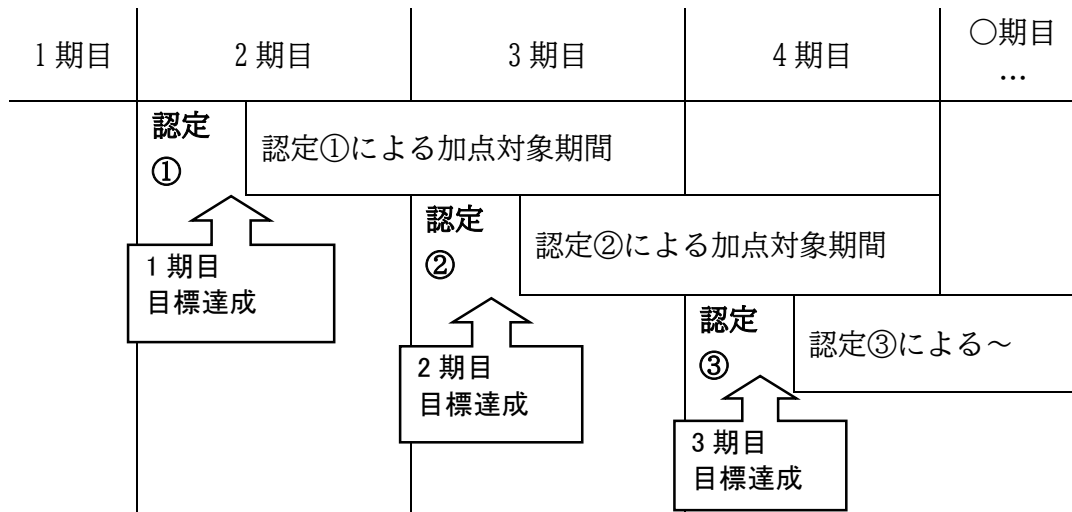
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し

国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
--	--

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



（３）障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

（４）環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考第一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ(ステージ2以上の認証に限る。)、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ2以上の認証に限る。)又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

（５）災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある

団体の構成員である場合、プロポーザル選考第一次審査における加点項目としています。
区と締結している協定書の写しをご提出ください。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和9年4月以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。